

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産ねぎ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産ねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	テブフェノジド*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産ねぎから残留基準値を超えてテブフェノジドを検出したため検査命令を実施するもの。

\* 殺虫剤

<参考1>

中国産ねぎのテブフェノジドに係る違反事例

1. 品名:生鮮ねぎ

輸入者:みくりや青果(株)

届出数量及び重量:3,413カートン、17,615kg

検査結果:テブフェノジド 0.05ppm(基準値:0.01ppm)

届出先:神戸検疫所食品監視第二課

違反確定日:平成18年10月6日

措置状況:調査中

2. 品名:生鮮ねぎ

輸入者:双利株式会社

届出数量及び重量:200カートン、1,000kg

検査結果:テブフェノジド 0.03ppm(基準値:0.01ppm)

届出先:神戸検疫所

違反確定日:平成18年10月6日

措置状況:調査中

<参考2>

中国産ねぎ(わけぎを含む。)の輸入実績

平成18年1月1日~10月10日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
生鮮・冷凍ねぎ	4, 259	60, 354, 901	599	3

違反件数はテブフェノジドで2件、メタミドホスで1件。